

## 近世安楽川荘の宮座と地域社会

はじめに

本稿では、紀伊国高野山寺領下の近世における地域社会構造の展開を考察する。その際、この地域が、中世からの系譜をひく荘園単位の宮座が濃厚に展開したことに着目し、安楽川荘(和歌山県紀の川市桃山町)を対象として宮座の構造とその変容から社会構造を見通す。ここでは中世秩序の残存を求めることを主眼とするのではなく、あくまで近世史の立場から安楽川荘の社会構造に正対することが求められる。

小川 敦

安藤精一氏は紀ノ川流域の宮座を悉皆調査し、特権的な「庄宮座」が解体へ向かい、近世村を単位とする「村座」へと展開する宮座一般の歴史的展開を考察した<sup>〔1〕</sup>。安楽川荘の宮座については、旧荘園を単位に展開し荘官名をもつ庄年寄が宗教的・政治的に特権を有することから、「庄宮座」の一例として中世荘園秩序の残存とみなした。

中近世移行期村落の年寄衆・座衆身分に着目した藪部寿樹氏は、安楽川において一六世紀末期に荘園所職が形骸化していくなかで、荘官の役職が惣荘宮座の組

織と次第に融合することを指摘した。さらに、「年寄衆

身分そのものが「家職」化し、祭祀組織内における「家柄」の序列として固定」していくという、中近世移行期における年寄衆・座衆身分の硬直化への道筋を明らかにした<sup>②</sup>。

宮座研究は、近世史においても村落共同体のあり方を説明する指標として重要視されてきた<sup>③</sup>。なぜなら、宮座そのものが地域社会の秩序維持を確認しあう場の設定(「二座する」行為)をもつ集団組織だからである。それゆえに宮座の構造分析が地域社会構造の把握につながり、あるいは宮座争論からその変容を読み取ることができるといえる。

ただし、宮座の性格上、その構造が地域社会の実態と乖離していることも予想されることから、本稿は宮座そのものの構造論に終始せず、宮座に含まれる神田村の構造分析に注力することで地域社会の実態の解明に努める。その際、「庄年寄」と「地土」あるいは「座送り」をキーワードに、近世安楽川荘の地域の特質を探ることにする。

## 一 三船明神の宮座

安楽川荘は、和歌山城下から一五キロメートル程東に離れた紀ノ川左岸に位置する。高野山寺領二万一三〇〇石の最西端にあり、荘域の西側と紀ノ川左岸の一部を紀州藩領に接する。近世安楽川荘は、中世の荘園範囲からあまり変わることなく一四村から構成され、そのうち柘榴川上流および野田原川上流の山間部に位置する五村(大原・黒川・善田・野田原・脇谷村)を「山郷」、紀ノ川左岸の氾濫原と柘榴川下流に形成された小扇状地からなる沖積層の平野部および柘榴川左岸の洪積台地部に位置する五村(上野・市場・加和・神田・小路村)を「里村(里郷)」と呼び、残りの四村は近世以降に編入された村々である。脇谷村は地理的には山郷だが、宮座には含まれない(図1)。

三船明神は、安楽川荘の惣荘鎮守として神田村内に鎮座する。三船明神の宮座は図2のとおり、下司平野氏を中心とする左座(山郷)と公文奥氏を中心とする右座(里村)から構成される。左座には山郷各村で取り結



『紀伊続風土記』の情報(天保10年)

	村名	支配	宮座	村高	家数	人数
里村	①上野	学侶 碩学寺領	○	900	134	453
	②市場		○	579.9851	141	556
	③加和	行人 修理領	○	571.75155	66	198
	④神田		○	335.892	95	362
山郷	⑤小路	学侶	○	314.841	84	231
	⑥大原		○	85.867	29	119
	⑦黒川		○	175.009	85	490
	⑧善田		○	126.153	59	185
	⑨野田原		○	193.927	81	296
計	⑩荒見	学侶	×	467.1712	147	594
	⑪杉原		×	351.3946	89	319
	⑫遠方		×	177.083	92	371
	⑬勝神		×	39.18	16	44
	⑭脇谷		×	21.8	21	122
計	14ヶ村		9ヶ村	4340.0545	1139	4340

図1 近世安楽川荘の村々

を起こしたとしても)他家へ譲

立しながら世襲され続けた。したがって庄年寄株は(潰れ株を起こしたとしても)他家へ譲

ばれる村座単位の出座があり、村座構成員は本庁衆として、そうでない者は新庁衆としてまとめられる<sup>(4)</sup>。右座にも同様に本庁と新庁の区別があるが、個人の出座が基本となる。ただし、本庁の中には所司、沙汰、番頭といった荘官名をもつ年寄衆が存在する。彼らに左

で、居村では「公事役・地面・村役等」に關わる者たちであつた<sup>(5)</sup>。中近世移行期には、庄年寄を主な構成員とした「荘中」が年貢取納の請負や山野支配の主体として確認できるが、近世には政治的性



図2 安楽川荘の宮座秩序

ることができず、不勝手でも除かれることはない<sup>⑥</sup>。下司平野氏と公文奥氏は座内において格別な存在であった。その理由は、①両氏と庄年寄はそれぞれに縁戚関係や主従関係で結ばれていたこと、②荘内に大規模な山野を所有していたこと、③領主から上一座の地位と②の所有を認められたことに求められるだろう。①例えば、所司津田氏は平野氏の庶子分、沙汰人林

氏や坂中氏は家来分だったし、平野・奥氏は後座(隠居分や分家として複数の株を持っていた。また神主は代々専任で有井氏が勤め、祭祀の補佐役として三船与太と八幡与太がいた。神主は両氏のもとにあり三船与太は奥氏、八幡与太は平野氏の支配下にあった<sup>⑦</sup>。

②両氏は荘官時代の産物を継承し、平野氏は里村の東山部分にある「平野山・検校山」をはじめ約一六万三千坪、奥氏は野田原村の「雨山」一帯や台地上の「尼岡」など約一五万五千坪の所有が追認された。

③天正一九年(二五九二)に、左右上一座に平野氏と奥氏が着座する宮座秩序が確認された(直接的には、奥氏分家城氏の家職をめぐる裁許状である)。他にも「番頭・諸士・沙汰人は、無役の年寄が着座する場合にこれより上座に座ること」等、近世の宮座秩序そのものが確認できる。同年には木食応其<sup>⑧</sup>によって荒廃した三船明神の再建が果たされ、「荘中」の政治的・自治能力を完全に否定することなく宮座秩序の中に押し込み、スムーズな領主支配を展開しようとした。

次に、表1より宮座の具体的な行事をみていく。例

表1 三船明神・八幡宮の祭礼と庄年寄の役割

座内身分	居村	名前	正月元日	正月十一日座 奉納神楽	三月三日座 神輿渡御	九月十六日座 流鑄馬	八月十五日 八幡宮祭礼
神主			○ 奉幣	○ 右座	○	○ 番頭馬	○
社人			○ 奉幣		○		○
三船与太			○ 奉幣	○ 右座			○
八幡与太				○ 右座			○
下司			○ 奉幣			○ 番頭馬	
公文			○ 奉幣			○ 番頭馬	
奥後座	上野	孫四郎				○ 番頭馬	
所司	市場	健介		○ 右座	○ 御鉦		○ 左座
所司	市場	幸右衛門		○ 右座	○ 御鉦	○ 番頭家	○ 左座
所司	小路	兵部		○ 右座	○ 御鉦	○ 番頭家	○ 左座
沙汰	神田	松山要助		○ 右座	○		○ 右座
沙汰	上野	権之丞		○ 右座	○	○ 番頭馬	○ 右座
沙汰	加和	円次		○ 右座	○		○ 右座
番頭	神田	上田伊織				○ 番頭家	
番頭	神田	津田勝右衛門				○ 番頭家	
番頭	上野	孫六				○ 番頭家	
番頭	上野	四郎兵衛				○ 番頭家	
山郷	黒川	大崎		○ 左座	○ 御幣		
	大原	善五郎		○ 左座	○ 御鉦	番頭馬から3頭 番頭家から3人 ※山郷からも有	
	野田原	甚次郎		○ 左座	○ 御鉦		
	野田原	六左衛門		○ 左座			
	野田原	留衛門		○ 左座			

座配は同じ

年行われる座は、正月一日座(奉納神楽)、三月三日座(神輿渡御)、九月一六日座(流鑄馬)の三回である。いずれも山郷から構成される左座と、里村から構成される右座に分かれて着座する。庄年寄にはそれぞれの興行内容に合わせて神役や負担が与えられた。座内身分「番頭」の呼称は、九月一六日座において騎手を務めることに起因するのだろう。他に、正月元日には神主・社人・三船与太・下司・公文が神前に幣帛を捧げる儀式があった。八月一五日には里村だけが不参加のため、所司と沙汰が左右に分かれて着座する。七月一六日は、神踊りという村ごとに参道から三船明神境内へ打ち込み、舞台で輪になって踊る里村のお祭りがあった<sup>⑩</sup>。

以上、第一章では安楽川荘における三船明神の宮座を概観した。宮座の枠組みは旧安楽川荘を範囲とするが、構成員からみると、庄年寄が上座を占める里村宮座組織を中心とし山郷の村座がそれに付随する歪な形態をとる。したがって「荘園世界の遺構」

という前提で、近世の宮座の理解を進めるのは危険である。また、庄年寄の内部階層は祭礼の神役に関わるところで表面化している。所司・沙汰・番頭にはそれぞれ固有の神役や負担があり明確に区別されているが、無役の年寄は例年の行事には出仕しない。

## 二 座配をめぐる争論

### 寛政五年和融の議定書

宝暦八年（二七五八）と文化二年（二八〇五）に行われた「宮移」<sup>(12)</sup>では、その座配をめぐる庄年寄内で争論が起き、なかなか宮移を実施できない状況にあった。史料一は、後者の宮移の争論を取束させるべく、年寄を中心とした有志が創案し和談を持ちかけた議定書である。<sup>(13)</sup>しかし押印がない者も多く、結局和談が叶うことなく裁判沙汰となる。ここでは争論の全体像を示すために史料を引用する。

## 史料一

### 議定書

一、安楽川庄年寄中は従往古氏神御社頭之儀は勿論、其外野山他領境ニ至迄庄中之儀ハ為頭分と支配来候事、然るに右年寄中種々之名目有之宮座之列六ヶ敷、近くハ宝暦年中三船宮御宮移相談七・八年も相懸り候内、段々御大破に被為及候ニ付、御上意ををもんし御宮移致之候得共、座配不得心ニテ年寄中過半出席無之事、

一、去ル戌年方三船宮御修履之義を申立候へとも、山之郷中ニは先達而御宮移致之度旨申募、里村方先御修履を重んし是より致度旨申候得共、何分山之郷ニハ強而申之候故、里村ニも先御宮移を可致旨申合候へとも、座配の相談と申と趣意を指合候哉、容易に言句を発する人なし、徒に数会を経るのみ（中略）全向後年寄中ハ宮座之格式を離れ社頭を守護し、非例を可相正本職を専として別構役棧敷、麻上下も着之、相互以礼讓可為着座也、然共下司・公文ハ御宮ニ由緒之品も有之事ニ候へハ、

下司は山之郷本廳之上席、公文は里村本廳之上席可致事、尚又所士・沙汰は古記録等も有之候へ共、前段之通座中太平之基ニ候故、統一之和談ニ準し申候、然共御上棟御宮移之節奉弊致来候事、是迄之通可致之筈、神主両社家はみこや棧敷出席可致事、右何も廳之取形別紙以圖後鑑と可致事、

寛政五年癸丑九月

有井 山城 ㊦

平野團之進 ㊦

奥 奎之助

御戸城与太 ㊦

田中 与太 ㊦

右之通和融相調候上は、是則万代不易之法として永々異変無之様致連印候、但五人は本文之通御宮之訊ニ付て名前右に記すもの也、

次第不同(以下署名略)

庄年寄は荘中のことは頭分として支配してきたが、内部に様々な名目があり宮座の座席で採っていた。宝暦の時には上意を重んじて宮移を行ったものの、座配

に納得がいかなかったため過半の庄年寄が欠席した。宝暦の沙汰は、天文五年(二五三四)の造営引付Ⅱ「青帳」に従って、里村の庄年寄の座席は公文の次に所司↓沙汰↓番頭の順に表から着座し、年寄はその後ろに年齢順に着座するという判決であった。<sup>(14)</sup>座内に残る最古の帳面は、近世以降に表紙の色から「青帳」と呼ばれるようになり、三船明神の宮座の基本帳面とされた。約二五〇年前の記録を根拠に求めた判決に納得しないのは、年寄とみて間違いないだろう。

今回の争論の契機は、寛政二年(二七九〇)に「三船宮修復の儀」を申し立てたことに始まる。里村の者は先に「修復」をしたいのだが、山郷の者は先に「宮移」をすると強く主張してきたため、結局里村の者とも先に宮移をするように申し合わせた。里村は、座配問題に直面することが自明である宮移(能興行)を避けたかったが、山郷には金銭的負担をお願いする立場にあるため強くは言えなかった。ただし「座配の相談」となると、牽制し合って議論は停滞した。そこで有志が、争論や裁判を避け皆が納得できるようにと和談を持ち

かけたのである。

和談の最大のポイントは、「庄年寄は今後一切宮座の格式を離れて非礼を正すべし」とした点である。一般の座員とは別に役棧敷を構え、麻の袴を身に着け、庄年寄は相互に礼讓をもって着座すべきだとした。庄年寄内にある名目や階層をなくし、火種を取り除こうとしたのである。署名も下司・神主・杜家の五名以下は順不同となっている。この五名については、下司は山郷本庁、公文は里村本庁のそれぞれ上座に据え置くこと、神主・杜家は「みこや棧敷」に出席することを追認する。また、所士・沙汰が宮移に行う奉幣も追認した。このとおりになれば、下司・公文を頂点にして、原則としてそれ以下の庄年寄間の格式は取り除かれることになる。

表 2 寛政五年和融議定書の押印

座内身分	居村	名前(九番号は署名順)	押印	処罰を受けた地士
神主	神田	①有井山城	○	☆
下司	加和	②平野團之進	○	★ ☆
公文	上野	③奥空之助	○	★ ☆
三船与太	小路	④御戸城与太	×	
八幡与太	上野	⑤田中与太	○	
下司後座	加和	⑫幸田喜市郎	×	★ ☆
公文後座	上野	⑬岡孫四郎	×	★ ☆
所司・番頭	小路	⑦田中兵部	×	☆
所司	市場	⑮織田健助	×	★ ☆
所司・番頭	市場	⑳上田井幸右衛門 跡	×	★(⑮健助預り)
沙汰	神田	⑭松山要助	×	☆ ☆
沙汰	上野	⑯土井権之丞	×	★ ☆ ☆
沙汰	加和	⑱林圓次	×	★ ☆ ☆
番頭	上野	⑥上野孫六	×	★ ☆ ☆
番頭	上野	⑰平野四郎兵衛	×	★ ☆ ☆
年寄	上野	⑳三宅源兵衛	×	★(名字帯刀)
兵部後座	市場	⑪津田仙之丞	○	☆ ☆
健助後座	市場	⑫室谷庄作	○	○ ☆ ☆
番頭	神田	⑧津田豊喜	○	○ ☆ ☆
番頭	神田	⑰上田伊織	○	○ ☆ ☆
年寄	市場	⑬今西沢之進	○	○ ☆ ☆
年寄	市場	⑩西織郷	○	○ ☆ ☆
年寄	上野	⑩坂中栄助	○	○ ☆ ☆
年寄	神田	⑬磯弁太	○	○ ☆ ☆
年寄	神田	⑰津田三郎右衛門	○	○ ☆ ☆
年寄	上野	⑮岡善次	○	○ ☆ ☆
年寄	上野	⑭仲岡栄藏	○	○ ☆ ☆
年寄	上野	⑮城松右衛門	○	○ ☆ ☆
年寄	上野	⑮西忠藏	○	○ ☆ ☆
年寄	小路	⑲片山惣太郎	○	○ ☆ ☆
年寄	小路	⑳永長才八	○	○ ☆ ☆
年寄	小路	㉑永長與右衛門 跡	—	空株

☆…慶応元年(1865)に地士と確認ができる者

座内身分と地士  
史料一の押印の有無を、表2にまとめた。注目すべき点は、押印がある者はほとんどが年寄という点である。⑳永長與右衛門は現在空株のため除外すると、㉑三宅源兵衛以外全ての年寄に押印がある。年寄は寛政七年(二七九五)の沙汰が下るまでに一人の連名で、宮



座の記録は確かなものがないため、上遷宮の作法はともかく能興行の座席は無用にすべきだという訴願を提出している。このことから史料一は年寄が中心となり、先に署名している座内上位五名の同意を取りつけ作成されたのだろう。③奥奎之助が押印していない理由は定かではないが、五名の同意をなくして実現不可能である。事態を収拾し早急に宮移に取りかかるためには、最善策のように思われる。

押印のない者は、③奥奎之助と②③三宅源兵衛を除くと、和談によって直接影響を受ける所司・沙汰・番頭である。その他に、後座(隠居分)として地位の保証を願う者がいる。興味深いのは、安永の寺領強訴<sup>(15)</sup>における処罰者との関係である。強訴に加わった学侶領の上野・加和・市場村の地士と名字帯刀人は、安永七年(二七七八)から文政七年(二八二四)の間「苗字帯刀御取上」中にあった。処分を受けた地士は座内上位に多く、そのほとんどが押印をしていない。一方で、年寄は名字帯刀人の⑬今西沢之進と⑭三宅源兵衛以外は処分を受けていない。神田村の⑧津田豊喜と⑰上田伊織は番

頭であるが、処罰対象外のため他の番頭と行動を共にしていない。

ところで、高野山寺領の地士制度は判然としないが、紀州藩とは別に学侶方・行人方・修理方に分けて整備された地士がおり、安楽川(里村)には元禄年中に九人、慶応元年(二八六五)に三〇人を確認できる<sup>(16)</sup>。地士の多くは、戦国期の惣国一揆解体後に牢人し百姓身分となった者である。彼らの不満を取り除くため、元和五年(二六一九)に紀州へ入府した徳川氏は、寛永年間までに順次与力として家臣団に編入した。その中には、安楽川の津田九太夫・津田半左衛門・平野四郎兵衛の名前もある<sup>(17)</sup>。その後、正保元年(一六四四)から同二年(一六四五)の藩政改革により、彼らの身分は正規の武士たる与力から無禄の「地士」へと変更された。この頃に寺領の地士は切り離されたものと想定される<sup>(18)</sup>。一八世紀中葉以降、新たに富を蓄えた地主などが献金によって登用され、地士は大幅に増加した。

宝暦七年(二七五七)の評決で地士の座席の扱いについて次のとおり既定されている<sup>(19)</sup>。

一、地士平百姓格式有之事ニ候間、諸会合之節地士

は従平百姓可為上座候、以宮座不可為例ニ事、

一、地士中之座席は是迄之通可相意得候、

普段の会合では地士は平百姓より上座であるべき

で、宮座の序列は例としない。また、地士の座席については地士の意に従うべきことが確認された。つまり宮座の序列は宮座内でのみ通用するもので、普段は地士であることが優先されるのである。こうした評定が奉行から出されたのには、新たに登用した地士の格式を保ち、献金を奨励する意図があった。庄年寄が地士を剝奪された場合、普段の会合では庄年寄ではない地士の下座に座ることや、沙汰や番頭が年寄の下座に座ることが生じ得た。文化九年（二八二二）には、格別であるはずの下司・公文が、安永年中以来宮座において修理領の年寄が帯刀しているのに、丸腰で上座役を勤めてきたことは「諸事不都合ニ而座並も悪敷」ことを理由に、地士免許の復活を願い出た。

宮座秩序の維持

寛政七年（一七九五）に一度裁断が下されたが、史料二は再び文化二年（一八〇五）に下された申渡の修理領である神田・小路村庄年寄の請書である。寛政七年（一七九五）のものとは内容は変わっていない。

史料二

申渡

安楽川庄惣氏神三船大明神氏子之内庄年寄三十二人、宮移能興行之砌座配之儀ニ付、諸司・沙汰・番頭と其余ノ年寄共と及争論候ニ付、御社上葺延引ニ相成恐多御吟味之上、御上葺出来候様被仰付被下度段願出候ニ付、双方立合之上召出令吟味之処、諸司・沙汰・番頭申立候趣ハ、下司・公文并山之郷之儀は異論無之、里之郷庄年寄之内、公文・諸司・沙汰・番頭・年寄と座配致来段申立候、年寄共申立候は宮移能興行之節座席之儀、里之郷分公文之儀ハ格別、其余諸司・沙汰・番頭・年寄共任年膺着座致来旨申

立之候ニ付、旧記等令吟味候上ニ而申渡左之通、

一、下司・公文并下司已下山之郷座席之儀は異論無之ニ付、不及沙汰、

一、里之郷公文已下諸司・沙汰・番頭・年寄と座配致来段、⑦延宝五年之庁之絵図并此砌年寄共に里諸司・沙汰へ差入候一札之文言之中ニ「隠居分之者沙汰座席之後へ此度限り差置、後々之例ニ致間敷」と有之、①其上里之郷年寄相對之青帳と申ニ諸司・沙汰座配明鏡ニ有之上は、社役無之年寄共年老高二座席仕との申分難相立ケ条、延宝五年庁絵図面之通以來座配可致之候、然上は御社御上尊能興行等早々可仕事、一、⑦朔日講之儀は不及申、其余出合座席之儀は皆以仕来通可有之事、

右之御旨被仰聞難有一同承知仕候、此義ニ付後々異論仕間敷候、依而御請印形奉差上之候、

文化二丑年四月十九日

小路村庄年寄

地方奉行

神田村庄年寄

今一度、争点を整理する。宮移能興行における里郷の庄年寄内の座席をめぐる争いである。諸司・沙汰・番頭は「公文・所司・沙汰・番頭と分かれて座配してきた」と主張するが、年寄は「公文以外の諸司・沙汰・番頭・年寄共は区別なく一緒に年齢順に着座してきた」と対立する。

結論からいうと、年寄の主張が退けられ宝暦の判例を追認するものとなった。その根拠は、⑦延宝五年(二六七七)座配図ならびにこの時に年寄共から所司・沙汰へ差し入れた一札の文言に「隠居分の者は沙汰座席の後ろへ今回だけ差し置くことにし、後々の例にはしない」とあること、①里郷の年寄共が相對の「青帳」に諸司・沙汰座席が明鏡にあることであった。これにより、確かに諸司・沙汰の座席が存在することを示した。ただし、第一章で確認したとおり年寄が出仕する

のは宮移だけなので、㊦朔日講(正月元日)はもちろんその他の座席は仕来りとおりにすることが確認されている。この格差が年寄の根本的な不満であり、それゆえに宮移の座席にこだわるのである。

以上、第二章では宮座争論の性格を確認した。宝暦八年(二七五八)と文化二年(一八〇五)の宮移に至るまでの争論は、庄年寄の所司・沙汰・番頭と年寄の間に起きた座席をめぐる一連の争いであった。奉行はあくまで青帳と延宝五年(二六七七)の座席図に立ち返り、庄年寄内の名目を排したい年寄の主張を退けた。

また安永の寺領強訴の処分が、庄年寄と地士とのバランスに動揺を与えたことを示した。議定書を承認しない者は、処罰を受けた地士とほぼ一致する。日頃の会合では宮座の例には及ばず地士が上座に座ることになっていたため、今回のお咎めによって宮座の階層と逆転してしまうことが起こり得た。文化二年(一八〇五)は、速やかに普請に取りかかれるよう能興行を略式で行ったが、結局従来の座配で実施された。安永以降に地士ではなかった年寄や座員が次々と地士に登用され

ていき、荘内で庄年寄であることの意味が薄れていく中で、かえって伝統的秩序の維持が意識され、より強く座内身分が認識されることになった。

### 三 一八世紀の神田村をめぐる動向

#### 神田村の年寄中

一八世紀の神田村をみていくことで、庄年寄とはいかなる存在だったか、争論が起きた時期の動向を明らかにしたい。

神田村の概略を図3に示した。同村は、柘榴川上流から引く一之涌が右岸を、左岸を二之涌が灌漑する村高三三二石程度の小規模な農村である。東山の麓に三船明神が鎮座し、浦垣内には古宮という御旅所があった。寛延四年(一七五二)の村構成員は六六軒・三四〇人(うち奉公人五二人)、寺領で「地ノ上」<sup>20</sup>と呼称される地借が三軒・四六人、他に「隠亡」と呼ばれた墓守七軒・三一人が三昧山付近に居住していた。

村には、沙汰松山氏、番頭上田氏・畑(津田)氏、年寄

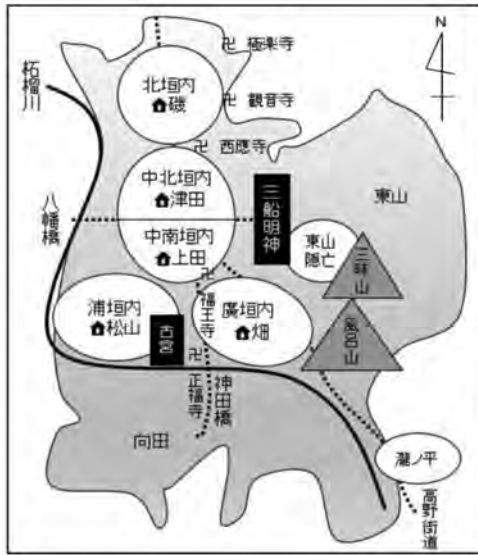


図3 神田村概略図

磯氏・津田氏の庄年寄五氏の家がある。五氏は村役人（庄屋一人・年寄四人）を世襲し「年寄中」と呼ばれた。庄屋は元禄九年（二六九六）まで松山氏が世襲したが、その後宝永元年（二七〇四）まで上田氏、宝暦九年（二七五九）まで畑氏、天明八年（二七八八）まで津田氏、以下規則性はないが五氏で持ち回った。

神田村の名寄帳は、年寄中を組頭とする五つの組に

分けて集計される。寛永九年（一六三三）に五等分に再編されており、ここに五氏による年寄中が確立されたものと考えたい。組は「サバキ」と記されることもあり、年寄中がそれぞれにテリトリイを持って年貢請負の捌きを行う。村外の者が入組する場合は、村内と同様にそれぞれの組に入組する。入組者の中には複数組にまたがる者がいることから、組は空間的にも区切られていることがわかる。さらに、村内の伊勢講は年寄中ごとに取り結ばれており、これがおおよそ組の範囲と重なる。明治初年の台帳と比較すると、磯||北垣内、津田・上田||中垣内、松山||浦垣内、畑||廣垣内の住み分けも確認できる。

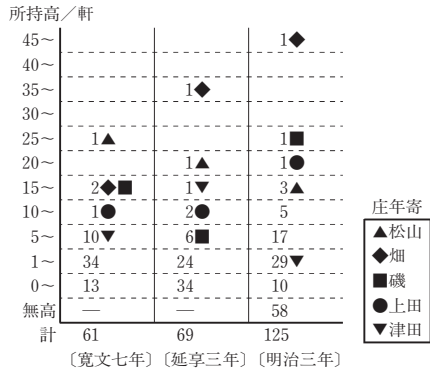
神田村の階層構成(表3)の特徴は、年寄中の所持高が突出していることにある。神田村の場合、年寄中の権威の裏付けは土地所有に表れる。津田氏は幕末に所持高を減らす、年寄中から外されることはなく、また寺子屋を開設しており村での影響力は変わらなかった。一方で、所持高五石以下、特に一石に満たない小前層が非常に分厚く存在している。名寄帳と人別帳を

照合すれば、常に二、三〇軒程度の無高が存在していたことがわかる。

また、一八世紀中葉にかけて、年寄中の抱える奉公人・地ノ上が増加する。例えば、上

田氏は延宝九年（一六八二）は二人の奉公人を抱えていたが、寛延四年（一七五二）には奉公人八人、地ノ上二八人に増加している。年寄中の成長の裏には、下層民の増加とその滞留がある。御救い米施行対象者は享保一八年（一七三三）に六四軒・一三一人、延享四年（一七四七）に四二軒・一四五人に上り、全村民の三分の一が困窮していた。さらに延享四年（一七四七）集計分で三四軒の潰家（ぼち売り）が発生し、その延長で地ノ上が急増し

表3 神田村の階層構成



た。こうした状況を背景に、天明四年（一七八四）には年寄中が管理する勘定方法をめぐって平方騒動が起きていた<sup>②</sup>。宮移を含めた宮の維持や各祭礼の経費について、座家は全戸を対象とした氏子銭に加え身分に応じた二重の負担を強いられたことから、座家の退転・減少により宮座の維持が困難になっていく。

### 平野氏と三昧支配

一八世紀初頭における荘内の三昧支配関係は、下司平野氏を中心に展開されていた。ところが、享保期に大きな変更があった。史料三は、神田村にある三昧山をめぐった平野氏との売買契約である。

### 史料三

#### 讓證文之事

所者安楽川神田村東山

三昧山 四方限

東ハ堀切 南ハ山堂谷  
西ハ田地 北ハ谷田

右者先前依為此方寄附、其村六齋念仏衆毎歲此方之

唱導相勤候、且山之内ニ伐畠・樹木有之、辰垣内之者共より人夫價或者年頭歳末之付届等有之候、然處近年其村六斎念仏相止、有来之規模無之候ニ付、右人夫價、年頭歳末之規式共一向其村江相譲り、為其返礼白銀三百目髓ニ請取申処実正也、然上者自今於此山障儀無之候条、弥以此證文可被致所持候、為後日仍如件、

加和村本人 平野団右衛門<sup>⑧</sup>

證人 津田孫之進 <sup>⑨</sup>

享保拾八年丑極月日

神田村年寄衆中

三味山は、売却に至る以前から神田村へ寄付されており、その見返りに神田村の六斎念仏衆は平野氏へ念仏勤行を行っていた。また三味山には伐畑や樹木があり、辰垣内(隠亡集落)が山利用に対して人夫代あるいは年末年始の進物を納めていた。<sup>22)</sup>しかし、六斎念仏が中絶しこれまでの慣行が意味を失ってしまったため、人夫代・年末年始の付け届けの規式ともすべて神田村へ

譲り、山の売却をもって関係を解消した。安値なのは一旦寄付されている経緯があるからであろう。

三味山売却の背景には、平野氏と小路村・市場村との間に起きた「六斎出入」がある。小路村と市場村は、平野氏が支配する上三味に遺体を埋める代わりに念仏を奉仕していた。ところが、享保六年(一七二二)に念仏奉仕を怠ったことで平野氏と争論になり、結局念仏奉仕の代わりに山手金を進上することで決着した。つまり、平野氏は荘内の村々と三味利用を認める代わりに、各村の六斎念仏衆を同氏が取り仕切る施餓鬼法会に勤行させる関係を結んでいた。享保期に平野氏の施餓鬼法会そのものが破綻したため、三味支配は変質せざるを得なくなった。

#### 松山氏と風呂山支配

史料四は、延享三年(一七四六)に神田村から奉行所に提出された、入会の風呂山支配をめぐる源五(松山氏当主)への訴状である。裏書には返答書を作成し、来たる二五日に出廷すべき旨が奉行所から源五に宛てられ

る。一箇条目は出訴に至るまでの経過が時系列に整理され、二箇条目以降に訴願内容とその根拠が記される。

#### 史料四

##### 乍恐奉願口上覚

一、神田村所持風呂の山と申松林有之、前々方当村池川御普請其外村入用之節者松木伐取、下刈之儀者先年ハ村中垣内分ケニ仕候得共、其以後当村源五方方為山手と下米三斗宛毎年請取之下刈為致候処、当正月八日源五方方新規ニ山小屋を掛、松木伐拂候様ニ相見へ候ニ付、当村方使を以松木伐候事ハ可被相止旨申遣、再三差留候へ共、相止不申強勢ニ伐懸申候、依之村中出合指留可申様ニ平百姓共申候へ共、騒動ケ間敷相成候儀者、上々様奉恐差扣罷在候、然共理不盡之仕方難差置候故、同十一日両御奉行様江御注進申上、御差留被成下候様ニ御願申上、則御差紙被成下候ニ付、同十二日晚源五方江御差紙頂戴被致候様ニと申遣候処、遠方江罷越候由申ニ付、源五一家之者四人呼出シ、

山伐候儀御指留被遊候旨申聞御差紙可相渡と申候へ共、源五留守故得受取不申候由申候、

然二翌十三日早朝御差紙受取可申由ニ而源五名代源右衛門罷出候ニ付相渡候処、山不相止弥袖大勢入松木夥敷伐候故、源五方江様子相尋候へハ、留守故御差紙開封不致候、殊ニ留守之中者如何様之儀有之候共山相止間敷と源五申置候へハ、致帰宅候迄相止候事不罷成由申越候ニ付、同日重而御注進申上候、同十四日方ハ山相止伐不申候、其以後両御奉行様方暖之儀被仰付候ニ付、暖中被是被申談候得共、不相濟候故無是非御訴申上候、右山手米用木伐取来候儀九拾年来夫錢立合之帳面有之候間、別紙目録之通乍恐御一覽奉願候、

一、九拾三年以前承応三甲午年、金剛院様・成蓮院様新開御改之節、此山之内ニ村方開発仕候新開有之米高三斗之村高御附被遊御年貢上納仕来候、若源五山ニ候ハハ村方新開可為致様無之候、則新開御帳面被下置候間奉懸御目候、

一、当村所持之山ニ紛無之段者、右年来之仕来り明



鏡ニ有之候処、久々源五方江下刈為致候故新規成儀申懸難渋至極仕候間、自今者山手米請取不申下刈共村方支配仕候様ニ奉願上候、

右之通致為 聞召上、御吟味之上乍恐御慈悲を以一式村支配之山ニ被為仰付被下置候ハハ難有奉存候、以上

神田村庄屋 市之進

同村年寄 清九郎

同 半右衛門

延享三丙寅年四月 同 佐兵衛

御修理領御奉行金生院様

(裏書)面書訴状之返答書致之、来ル廿五日年預坊江急度相詰可申候、若於不参者可為越度者也、

寅四月五日 御修理領奉行金生院様

神田村年寄 源五江

風呂山の松木は村普請や村入用として使われてき

た。下刈は垣内分けにしていた時期もあったが、それ以後は山手米を村に納める松山氏に下刈権を認めていた。しかし、村は上毛である松木と下刈の権利は別物であり、村の共有財産である松木に勝手に手を出すのは違反であるという見識に立つ。さらに、今回松山氏が勝手に小屋を建て松木を伐採する事態が発生したのは、こうした一見錯綜した契約関係があったからだと認識している。村は、訴状の中で承応三年(二六五四)の村新開を根拠に風呂山を支配してきたことを証明し、今後松山氏の山手米をやめて松木・下刈とも改めて「一式村支配」とすることを目指した。

ところで出訴する前には、村主導のもと風呂山は村支配であることを平百姓は申合わせていた。興味深いのは、同意した署名者三四名を名寄帳で確認すると、源五組に属する者が一人もないことである。源五組に与する一三名は浦垣内に住み、そのうち九名が分家・末家関係にあった。つまり、本家の松山氏が敵対する村の意向には同意することができないのである。また下刈権は、組内の家経営やそこに仕える零細百姓・

柚の生活に関わる問題でもあった。

その後源五は返答書を作成し反論したが、論理的に回答を重ねる村の主張が認められた。例えば、村は松木と下刈は別物であるという論理を打ち出しているため、毎年村に出していた山手米は「燈明料」のことだと反論した。これに対し村は、下草が踏み荒らされた時には山手米を減額してきたことが、燈明料ではなく「下刈料」であることの根拠だと回答している。これまで山手米を根拠に松山氏が山に入りにしていたことは紛れもない事実であったが、結局松山氏の下刈権は否定された。

以上、第三章では一八世紀中葉の神田村の村政を通して、在地社会における庄年寄の姿を確認した。神田村では庄年寄の平準化が進んでおり、宮座争論が起きたのはこのような座内身分との矛盾が背景にあった。

五氏すべての庄年寄が年寄中であり、それぞれが同族集団を基調とした年貢捌き単位の組頭であった。さらに、そのテリトリーごとに年寄中が伊勢講を取り結んでいた。座内上位の松山氏が元禄末まで庄屋を世襲し

たが、以降は持ち回りとなり、村支配の風呂山をめぐっては独占していた下刈権を延享三年（一七四六）に否定された。一方で、庄年寄と座家では相当な経済格差があり、それが拡大する時期だった。

下司平野氏は、里村の共同墓所（三味・三味山）利用を、同氏が主催する施餓鬼法会へ各村の六斎念仏衆が念仏唱導を勤めることを条件に認めていたが、享保期に六斎念仏の中絶をきっかけに廃れた。ただし村から「平野地ノ上無役」と把握される一五軒程度の下人を神田村に召し置くこと、村内五ヶ寺のうち正福寺とその末寺観音寺を除く極楽寺・福王寺・西應寺を支配すること等、特殊な側面も認められる。

#### おわりに

先に一八世紀中葉には座家の退転や空株の増加に伴い、宮座の維持が困難へ向かうことを指摘した。庄年寄の座配は古来の仕来りに立ち戻ったが、同時期に荘外から養子をもらう場合に宮座間で筋目保証を行うこ

とが形式化される。先行研究にしたがって、養子の出身地の宮座から養子先の宮座に対して送られた文書を「座送り証文」、そのような文書を必要とする宮座内の慣行を「座送り慣行」という。<sup>24</sup> 紀ノ川流域に特有の慣行を検討することで、近世安楽川荘の宮座の評価に代えたい。

名跡(座株)相続の大原則は、無座から養子を取った場合にはその名跡は立たないということである。つまり無座に座入りの機会は与えられず、養子を選ぶ要点は座家の出自であることになる。故にいわゆる人別送り状に加えてわざわざ座送り証文を必要とするのである。安藤氏は、次の宮座規定の三条から寛政九年(二七九七)には無座に対して宮座が開放されたと評価したが、今一度検討を試みたい。

①座筋退転之家有之、無座之者右退転之名跡相続致度旨願出候節は、右無座之者古郷正敷座送り出候は、出金を為致相続為致可然事、

②座衆無子年罷寄難渡之節、無座方右老人を引取致

養育其名跡相続致度旨願出候は、右無座之者古郷より由緒書座送り等取之相続為致可申事、

③無座之者数代当荘住人ニ而座入いたし度旨願出候は、住居之年数をしらへ百五十年ニおよび候は、数代住居之依巧座衆退転之名跡を相続為致可申事、

まず指摘しておく、①②の対象は座送り証文を必要としていることから、安楽川荘外に住居する(していた)座筋の者である。<sup>26</sup> つまり、空株の穴埋めを荘外座家からの養子に求めたのであり、荘内の無座に座入りの機会は認められず座家は固定している。この規定内容は、周辺地域に宮座が展開しており、さらに座家であることが家格の表象として通用している前提をなくしては成り立たない。一方で、③「数代住居の功」を条件に荘内の無座に座入りを認めたが、あくまで退転した名跡を継ぐので、①③によって座家全体の数が増加するわけではない。しかしながら、名跡相続に対して寛容に規定が変化していくのは事実である。

ところで、こうした座送り慣行成立の背景には通婚圏の拡大がある。紀ノ川左岸との交流は少ないが、貴志川流域を中心に南は牟婁郡田辺まで荘外との婚姻は一般的であった。奉公先は和歌山城下に次いで京都と高野山が多い。

最後に、宮移そのものが持つイベント性を指摘しておく。表4より、人々は宮移に合わせて座送り証文や由緒書を根拠に、座株の継承を試みる。数十年ぶりに全ての座家が一同に揃うこの空間は、地域の伝統的秩序の再確認の場なのである。座家か無座かが問われること、あるいは庄年寄の座配へのこだわりが、この地域で座内身分が固定化・家格化することをおし進めた。座外から見ると宙に浮いた宮座秩序そのものが、安楽川荘の地域秩序を映しているともいえる。

表4 宮移と座送り証文

年(西暦)	宮移(上遷宮)	座送り証文(通)
天正18年(1590)	●	
慶長10年(1605)	●	
慶長16年(1611)	●	
元和7年(1621)	●	
明暦元年(1655)	●	
延宝5年(1677)	●	
宝暦7年(1757)		②
宝暦8年(1758)	●	①
宝暦9年(1759)		①
宝暦12年(1762)		①
明和7年(1770)		②
寛政6年(1794)		②
寛政9年(1797)		①
寛政10年(1798)		①
寛政11年(1799)		④
享和2年(1802)		②
文化2年(1805)	●	①
文化3年(1806)		①
文化12年(1815)		①
文化15年(1818)		①
文政8年(1825)		①
天保7年(1836)	●	①
天保9年(1838)		②
天保12年(1841)		②
嘉永5年(1853)	●	①
安政7年(1860)		
文久2年(1862)	●	
明治3年(1870)		①

宮座争論

(吉川弘文館、一九六〇年)。安藤氏は、宮座の形態から庄宮座・村宮座・複合宮座に分類し、宮座を中世から近世、近代への大きな社会変動に沿って歴史的・類型的に把握しようとした。なお、史料編の翻刻については適宜訂正を行った。

〇二年)。

なお、蘭部氏はご自身が研究で使用された紀州荒川荘関係史料(ネガフィルム紙焼、撮影は原田信男氏)を快く貸与さ

註

(1) 安藤精一『近世宮座の史的研究 紀北農村を中心として』

れた。ここに厚くお礼を申し上げる。

(3) 大阪市立大学日本史研究室と和泉市教育委員会は合同調査として、毎年市域の一つの町会を単位に、時代や分野を超えて地域の歴史的総合調査を行っている。各集落の生活の中心に生き続けた座や講は、近世社会の村のしくみを理解するため説明され、あるいは高度成長期頃までの歴史的展開を見通すことができる。

(4) 慶長一六年には領主の仲裁によって新庁衆法度が作成された(岡家文書一一号「慶長一六年」三船社庁座法度請状)和歌山県史中世史料一)。本庁の新庁に対する優位性を確認し、新庁衆らが内々に取り結んでいた八幡講を否定した。慶長一六年に里村本庁一三三軒に対し、新庁は一軒だった。

(5) 有井家文書「寛政一三年」就御尋乍恐御答奉申上覚(前掲註一)史料編)。

(6) 前掲註(5)。

(7) 所司(所土、諸司)は「庶子」の意味と考えたい。

(8) 伊藤信明「コラム⑭安楽川のヨタ」(和歌山県立博物館特別展「京都・安楽寿院と紀州・あらかわ」―木食応其を支え

た僧・寛栄の事業を中心に―)二〇一〇年)。

(9) 高野山の客僧・木食応其(二五三六一一六〇九年)は、豊臣秀吉の信任を得て京都や紀州で寺社の復興事業を行った。安楽川荘では三船明神のほか、安楽川大井紀ノ川から取水する同荘の主幹水路や八幡宮の復興に務めた。

(10) 三船明神第一の撰社とされ、上野村内にある。八幡宮の氏子は里村で構成され、三船明神とともに里村で掃除役を負担した。天正一八年、応其は支配の拠点として八幡宮境内に興山寺を創建する。

(11) 神田区有文書ぬ30「寛政二年」踊相談議定之書付」。神踊りの順番は神田↓上野↓小路↓市場で、村ごとに境内に打ち込み円弧を描いて舞う。必要に応じて雨乞踊りも同様に執り行われた。なお、里村の地域的結合はいたるところで見られる。それを基に近世初頭に宮座が再興された結果が、複雑な宮座構造に反映されている。

(12) 宮移には仮殿に御神体を移す下遷宮と、社殿が完成したのちに新殿へ御神体を戻す上遷宮とがあり、この時に能興行が行われる。本来的には、社殿を建替えるだけでなく氏子の信仰心を再確認する意味がある。

(13) 有井家文書「寛政五年」議定書」(片山竹之助編『安楽川村郷土誌』一九三〇年)。

(14) 奥家文書「宝暦七年十月」御衆評留之記写」(前掲註(一)史料編)。

(15) 神田区有文書ぬ38「(年不詳)御褒美銀由来書」。安永五年に高野山寺領那賀・伊都両郡の百姓が年貢減免を要求して強訴一揆を起こし、約二千名の百姓が高野山へ押し寄せた。

同七年八月に江戸寺社奉行より一揆首領猿川莊菅沢村の庄

屋弥市郎以下三人は獄門・關所、加勢した村の地士・帯刀人一五名は苗字帯刀取上げ、庄屋・年寄らもそれぞれ過料

の沙汰をうけた。地士・帯刀人一五名のうち一二名は安楽川莊の者だった。御咎めは文政七年一月に赦免された。一方、莊内混乱の中修理領の神田・小路村は参加しなかった。

小路村庄屋を含め村民の熱を取り鎮めた神田村の年寄中には、年預と興山寺から褒美銀を授かる。

(16) 慶応元年には学侶方五〇人(安楽川二四人)、行人方五三人、修理領方二五人(安楽川六人)で構成される宇野勝氏文書

「(慶応元年)寺領内地土名簿」かつらぎ町史近世史料編)。

(17) 『南紀徳川史』第十一卷、七一〇頁「元和八年被召出地土六

十人者」。

(18) 元禄九年(一六九六)に紀州藩内の地士・六十人者・須田組の改めが行われた(奥家文書「(年不詳)紀伊国地土帳」和歌山県史近世史料一)。ただし、ここに寺領内の地士は含まれ

ず別に把握された(津田家文書「(明和九年)寺領内地土名前帳」前掲註(17))。

(19) 奥家文書「(宝暦七年五月)御衆評留之記写」(前掲註(一)史料編)。

(20) 元禄一五年から宗旨改帳で地借の者を「地ノ上」と把握するようになった。家族単位の譜代下人や後家、厄介者がその内

実である。神田村滝ノ平には、安楽川興山寺の所領に五軒の「興山寺地ノ上」がいた。無役で、寛政期まで村座(養老講)

の加入や神踊りの参加はできなかった。

(21) 神田区有文書ぬ34「(天明四年)相談之覚」。村政における諸決定や村勘定はすべて年寄中によって行われていたが、

今後垣内から一人ずつ平方惣代を選任し、免定割・夫銭割の席や新規事案の相談の席に立ち会うことになった。

(22) 熱田公『中世寺領莊園と動乱期の社会』(思文閣出版、二〇〇四年)。熱田氏は次の史料を紹介した上で、近世における

平野氏と奥氏の權威の裏付けを一般百姓に対する山林支配に求めた。ただし本史料は隠亡仲間と平野氏との間で交わされた契約であることに留意せねばならない。つまり、史料三の辰垣内は東山に住む隠亡集落を指すと考えられる。実際に、支配権が神田村に移った後は辰垣内中から夫代として半年に九匁ずつ納められている(神田区有文書ぬ8〔文化一三年)年中雜記])。

覚

一、年中二人夫三十五

一、歳暮之御祝儀ニ半紙壹束

一、年頭之御祝儀ニ扇子壹箱

一、五節句之御礼

一、御人御用之節者、不残相詰可申候、

右之通私共中間より無油断相勤可申候、以上、

東山惣代

長左衛門(印)

享保十巳五月朔日 伝 七(印)

平野団右衛門様

(23) 前掲註(20)興山寺地ノ上と同形態。人別送り状は古郷から

平野氏を経由して神田村に届き、万一悪事を働くようなことがあれば平野氏が対処することが記される。

(24) 市川秀之「座送り慣行をめぐる近世宮座の動向」(「広場と村落空間の民俗学」岩田書房、二〇〇一年)。伊藤信明「座送り考―入家者の宮座筋目保証手続きについて―」(「和歌山県立文書館紀要」第二二号、二〇〇七年)。形式・文言は人別送り状と酷似している。

(25) 前掲註(1)史料編。

(26) 里村の家が山郷から養子を取る場合、座送り証文の発給が求められる。

